

秋の農作業安全運動

○トラクターの転倒・転落を防ぎましょう！

9月から11月までに県内で発生した農作業死亡事故は、過去5年間で15件と春作業期間に次いで多い状況です。死亡事故の内訳はトラクターによるものが約5割を占め、これらの事故原因の多くは、道路の路肩やほ場の段差からの転落となっています。死亡事故を防ぐためにも、トラクターなどには安全キヤブを付けましょう。また、道幅が狭い場所を走行する場合にも、特に注意しましょう。

○高齢者の農作業事故を防ぎましょう！

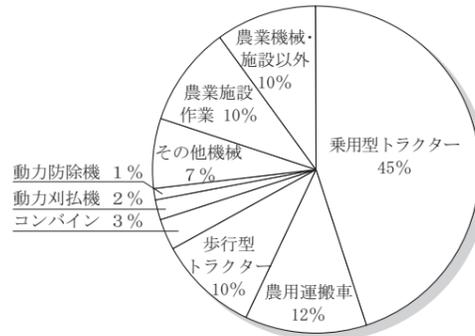
近年、高齢者（60歳以上）の方の事故が増加しており、過去5年間は58件中46件（約80パーセント）が60歳以上の方でした。年齢とともに体力、視力や判断力が低下してきますので、慣れているからといった考えを持たず、コンバインの操作などは、年に1

回しかしない仕事と気を引き締め、慎重に行いましょう。

○休憩を入れ余裕をもって作業しましょう！

一日の作業計画で2時間に10〜20分程度の休憩時間を組み込みましょう。昔からの「10時の休み」と「3時の休み」は理にかなったものです。疲れたけど、もう少しだからと思わずに、作業を少し早めに切上げることも、事故防止のためにも大切です。

県内における農作業死亡事故の発生原因



農作業安全のための注意点

- ☆これから使う機械や道具の点検・整備は、計画的に早めに行う。
- ☆定期的に休憩の取れる無理のない作業計画を作成する。
- ☆狭い農道を走行する際は、路肩の状況を事前確認する。
- ☆農作業や機械作業に適した服装を心掛ける。
- ☆ほ場の出入り、あぜ越えは、適切な速度で慎重に行う。
- ☆点検・調整時は、初めにエンジンを停止する。

問い合わせ
南三陸農業協同組合志津川営農センター ☎46-3680
南三陸町産業振興課農業振興係 ☎46-1379

犬や猫を飼うときは？



問い合わせ 環境対策課 生活環境係 ☎46-5528
歌津総合支所 健康福祉課 生活福祉係 ☎36-3929

◆犬は登録が必要です！

生後91日以上の犬を飼う場合、その飼い主は犬を取得した日から30日以内に、町に登録をしなければなりません。登録先は環境対策課または歌津総合支所健康福祉課で、登録手数料として3,000円が必要となります。

◆狂犬病予防注射

犬の飼い主は、必ず年1回、狂犬病予防注射を受けさせなければ

なりません。本年度の集合注射は、すでに終了しましたので、新たに犬を取得した場合は、最寄りの動物病院で予防注射を受けてください。（生後91日未満の犬を除きます。）

◆住所等変更・死亡の場合は？

町内における転居、町外からの転入、所有者の変更、犬が死亡した場合、犬の飼い主は、すみやかに届け出をしてください。（届け出先は、登録先と同じ。）

◆犬・猫の避妊・去勢手術

犬や猫も命ある生き物です。決して捨てないでください。不幸な犬や猫を増やさないためにも、必要に応じ避妊・去勢手術を受けさせましょう。

◆犬・猫の引取り

やむを得ない事情により、どうしても飼育ができなくなった犬・猫については、飼い主の責任として新しい飼い主を探しましょう。どうしても新しい飼い主が見つからないときは、町で引き取ります。なお、引取り日程は、下記のとおりです。

◆6ら猫引取り

のら猫にはむやみにえさを与えないよう注意しましょう。周辺に住みついて、周りの方々に迷惑をかけることとなります。のら猫であっても継続的にえさを与えることにより、飼い主とみなされ飼い主としての責任が生じる場合があります。

●犬・猫引取り日程

引 取 日	引取時間	引 取 場 所
平成19年10月 10日(水)、24日(水)	午前9時 ～10時	戸倉・志津川・入谷地区 クリーンセンター 歌津地区 歌津保健センター
11月 14日(水)、28日(水)		
12月 12日(水)		
平成20年1月 9日(水)、23日(水)		
2月 13日(水)、27日(水)		
3月 12日(水)、26日(水)		

※引取り日等が変更になる場合もありますので、必ず事前に問い合わせ願います。

野生鳥獣による農作物の被害対策について

最近、野生鳥獣による農作物の被害が全国的に問題になっています。野生鳥獣が里に下りてきている原因としては、人工林の森林の管理が行き届かないこと、耕作放棄地が増えたこと、えさ不足など、生息環境が変化してきているためではないかと考えられています。

被害が予想される農地におきましては、地域ぐるみで被害対策に取り組み、野生鳥獣との共生を図りましょう。

【被害対策例】

- 残野菜、生ゴミ等を耕作地・庭先に放置しない。
- 耕作地に隣接する森林の林縁部を刈り払い、見通しを良くする。
- 防護策、防護ネットを設置する。
- 鳥獣が嫌う音の発生や嫌いな臭いを放出する。

※野生鳥獣の種類により対策と効果は異なります。

問い合わせ
産業振興課 ☎46-1379
歌津総合支所 産業建設課 ☎36-13926

ケガや病気の野生鳥獣の救護について

交通事故や建築物への衝突など、人間の活動に伴ってケガ、病気で救護された野生鳥獣が宮城県全体で年間600〜700頭・羽にのぼっています。

南三陸町では、県と連携しながら、ケガや病気の野生鳥獣の救護を進めていますので、救護が必要な野生鳥獣がいましたら、救護の相談先にご連絡ください。また、救命率・野生復帰率を上げるためには、できるだけ早く治療を受ける必要がありますので、自力で捕まえることができない場合には、次の救護機関まで運んでくださいますよう、ご協力をお願いします。

救護の相談連絡先

県気仙沼地方振興事務所
☎0226-24-2536（夜間・休日0226-24-2121）
南三陸町産業振興課
☎46-1379（夜間・休日46-2600）
歌津総合支所 産業建設課
☎36-3926（夜間・休日36-3926）

救護機関連絡先（無料で受診します）

大江動物病院（気仙沼市中前）
☎0226-22-0822
南三陸ワシタカ研究会（南三陸町志津川）
☎46-2743（三浦）※鳥類のみ対応